

10・18 新幹線関西地本主催 行政訴訟（M）勝利報告集会を開催！



本日、名古屋市内において「行政訴訟（M）勝利報告集会」を開催しました。この勝利報告集会は熊沢新幹線関西地方本部執行委員の司会で始まり、主催者の小林新幹線関西地方本部執行委員長の挨拶に続き、小林JR東海労中央本部書記長の挨拶、来賓の山田名古屋地方本部執行委員長からJR東海労の仲間として共に連帯して闘う力強い挨拶を受けました。その後、村上名古屋車両所分会長の「会社による組合掲示物の一方的な撤去通告ならびに撤去」に対する、これまでの闘いの報告を受けました。

会社による組合掲示物の撤去に対する闘いにおいて、行政訴訟C・F・K・Lは最高裁判所から組合勝利の判決が出され、これまで社長名で「労働組合法第7条第3号の不当労働行為であると認定されました。今後このような行為を繰り返さないようにいたします。」と、組合に謝罪文を手交しています。しかし、会社は反省するどころか、いまだに会社に都合の悪い組合掲示物を組合員をはじめ他労組の組合員に知られないように撤去を続けています。JR東海労中央本部は、1. 中央本部及び、新幹線関西地本、名古屋車両所分会に謝罪すること。2. 「今後はこのような行為を繰り返さないよう留意致します。」と全社員に周知すること。3. 二度と不当労働行為は行わないことを誓約すること。4. 企業としての社会的責任と反省の上に立ち、控訴は行わないことを、会社に対して「申し入れ」を行いました。

